

Title	F.マイネッケの国民国家思想について(I)
Sub Title	Über den Nationalstaatsgedanke F. Meinekes
Author	米田, 治(Yonedo, Osamu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1962
Jtitle	史学 Vol.35, No.1 (1962. 6) ,p.97- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19620600-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

F. マイネッケの国民国家思想について (I)

米 田 治

マイネッケについて書かれたものは、決して少しとしない。しかしその場合多くは歴史家としての彼を、彼の歴史思想なり歴史観に限定されているのが通例であつた。だがこのような傾向は次の如き二重の意味において我々を満足させない。一つは彼自身があくまでも第一義的には、具体性と歴史的現実の多様性を重んじた歴史家であつて、歴史において抽象的論理的体系を求める歴史哲学者ではなかつたという点において、もう一つは、殆んど一世紀の長きに亘る彼の生涯においてビスマルク体制とその崩壊、ワイマール共和国、第三帝国の支配、更には第二次大戦とその戦後におけるドイツとヨーロッパの厳しい現実という激動に充ちたドイツ現代史を、身を以つて体験した彼の如き歴史家に対して、彼の生きた歴史的・政治的現実において取上げようとの歴史家に本来的な衝動が何よりも強く喚起されざるを得ないのであるという点において然りなのである。更に又歴史研究に要請される客観的時間的距離も第二次大戦後十数年経過した今日、十分すぎる程十分ではないにせよドイツ現代史の主要テーマを取扱うのに不十分とは言えないであろう。⁽²⁾ このことはドイツ現代史の研究が極めて意欲的に進められている現状を一瞥すれば直ちに首肯できるであろう。⁽³⁾ それ故マイネッケについての従来のような取上げ方が打破されて来ているように思われる。そしてかような問題意識

に立つてマイネッケを取上げようとする場合、直ちに気づかれることは彼自身が単なるアカデミックな学究ではなくして、彼の生きた時代の歴史的・政治的・現実的・強いつき、極めて積極的にこれに働きかけたという事実であり、⁽⁴⁾ 又かような関心が彼の学問への関心と根源を同じくしていたという事実である。彼の三大主著の中の第一のもの「世界市民主義と国民国家」の第二版に寄せた序文における次のような文章——これはしばしば引用され、正当にもドイツ近代精神史の基礎づけに対する顕著な貢献と看做されるものであるが——「本書は次のような信念に基いている、ドイツの歴史研究はその方法的作業の価値多き伝統を放棄することなしに、しかも又国家生活、文化生活の諸々の大いなる力とともに自由に活動し、且つそれらと自由に接触するに至らねばならぬ。それはその極めて固有な本質と目的とを害うことなく、一そう勇敢に哲学と政治に浴みして差支えない……という信念に」⁽⁵⁾ は、政治——就中自己の時代の政治——と歴史学との密接な関連を強く要請している。そしてこの要請は彼によつて高められただけでなく、彼の生涯を貫いて彼の著作によつて遂行されたのだつた。「世界市民主義と国民国家」と第二の主著「近世史における国家理性の理念」とは直接的にも間接的にも政治上の著作であり、歴史家の立場から、そして歴史家の手段で現実の政治上の問題の解決に寄与しようとするものである。⁽⁶⁾

かように現代史は彼にとつて学問研究の正当な領域であり、⁽⁷⁾ 彼の学問は純粋に冥想的な学問ではなかつたのは当然と言えよう。そして彼の探求している対象が実践的により近くへと彼に近づいて来るにつれ、歴史は政治へと移行せざるを得ない。勿論言論機関を通じての活動であれ、アクティヴな政治家としての活動であれ、彼は自分の生涯の政治上の活動の成果を全体としては高く評価していない。⁽⁸⁾ しかし歴史家に妥当する事象の理解の仕方とその対象とは政治家にも妥当するものであり、歴史家は政治の一定の領域においては権威と看做されていると彼は折にふれて言明して来た。⁽⁹⁾

それ故彼の政治上の活動は、彼の学問上の活動と同様の一つの根源的、源初的な要求より発したものであつて、その要求の強さは彼の学問上の業績と同程度に置かれるべきであると思われる。

それでは彼において学問と政治との相互関連を媒介する「根源的、初源的なもの」とは何であるかを問うならば、それは何よりも彼もその中の一員として生きていたドイツ国民国家の現実と運命によせた関心であつたと答えねばならない。一八六二年、北ドイツにおいてプロイセン官吏の家庭に生れ、北ドイツ的プロテスタント的雰囲気の中で育つた彼が何の無理もなくビスマルク帝国の真只中に成長し、「無批判なビスマルクの讚美者としてビスマルクドイツの統一事業を、幾世紀を通じてブランデンブルグ・プロイセンの政治が到達せんと努めて来た対象と看做して居り、彼の先輩であり、導きの師でもあつたラインホルト・コーザー (Reinhold Koser)⁽¹⁰⁾と同じく、プロイセン的⁽¹¹⁾プロイセン主義―それを彼は後年破壊すべく努力するのであるが―に深く根を下していた⁽¹²⁾」のも当然であり、それ故ビスマルクのドイツ国民国家に深く結びついていたのも故なしとしない。

しかしその生涯の目標をドイツ統一帝国の樹立においていた彼の師コーザー達の世代と異り、ドイツ帝国が世界の強国となり、列強角逐する国際場裡にのり出した時代の子として、ドイツがビスマルクの政策を起えて行くことは彼には十分意識されていた⁽¹³⁾、ドイツ統一事業の評価についても解放されていると感じていた。更に第二帝制の時代におけるヴィルヘルム二世の権力政治の不安定なあり方、ヨーロッパにおける国際状勢の不安と対立の増大、これらがマイネッケの前面に世界におけるドイツの位置という問題とともに、ビスマルク体制は国内的に真の国民的統一をもたらしたかという問題を押し出して行つた⁽¹⁴⁾。ビスマルクの政策を超えて行こうとの意識は彼をしてビスマルク体制の批判者にさせて行つた⁽¹⁵⁾。かように国内的にはビスマルク体制の裂け目を塞ぐべき政治的社会的改革の問題、対外的には国際場裡にのり

出したドイツ帝国が如何にしてこの競争に打克つて行くかの問題、これが彼の主要関心事であり、「以上の如き問題についての反省が彼の関心を政治上の組織体としての国民国家に火を点じた」⁽¹⁶⁾のだった。

かような問題意識は彼自身の学問上の出発点である。「ポイエン將軍伝」の中の次の如き文章において明確に示されている。「一八七〇年の国民的統一事業を中心とする歴史の解釈は、すべてがあなたかも実際に起つたように起らざるを得なかつたと考えるかもしれない。……けれども殆んど解決不可能のように見える重大な社会問題の重圧のもとに喘いでいる若き世代にとつては、国家と人類の理想が統一され、あなたえつゝ受けながら、学びつゝ教えながら、自分自身の生活を思う存分に生きる可能性がそれぞれの身分にあたえられていた改革時代の啓蒙された思想に憧憬を以つて向うことは許される。それは時代に制約されているとはいへ、輝かしい永遠の思想である」⁽¹⁷⁾。即ちこれはビスマルク帝国がその構造に弱点を示し始めた時、ドイツ問題のビスマルク的解決が果して可能な限りの最良のものであつたかどうか、又かのプロイセン改革時代の理想の放棄は、高価に購ねばならなかつた政治的誤謬であつたかどうかという疑惑の表明であつた。そしてここに表明されたビスマルク国家に対する疑惑は、その再検討を彼に促した。この再検討を彼は歴史家として、十九世紀を通じてドイツ国民国家の成立の歴史を研究することによつて遂行すること、これが彼の設定した学問上の課題に外ならない。そしてその成果が「世界市民主義と国民国家」を中心とする一連の十九世紀ドイツ史の研究であつた。⁽¹⁸⁾

それ故マイネッケを彼が生きた歴史的政治的現実において取上げようとする目的を達成せんがためには、かような十九世紀ドイツ史の研究を通じて彼が獲得した国民国家概念を規定することがさし当つての課題であらう。そしてこの規定を明確にすることによつて、現実のドイツの政治生活に対する彼の働きかけを考察しようとの試み、マイネッケとい

う一歴史家一思想家を歴史的現実に換元しようとの試みの基本線が設定されるものと考えられる。この理由から、ここでは主として「世界市民主義と国民国家」を中心とした第一次大戦以前の、W・ホーフアが言うところの、マイネッケの思想的学問的發展の第一段階⁽¹⁹⁾を取扱うこととなる。

その場合一応留保しておきたいことは、彼の思想の發展の連続性又は非連続性の問題である。これに関してはさまざまの見解が存在し、早急に断定し難い⁽²⁰⁾。この論定のためには別の独立した研究を必要としよう。ここでは、「マイネッケはあくまでもドイツ人であつた。彼は政治的にも思想的にもドイツナショナリストであり、ドイツ的思想の世界こそ彼の倫理的規範の源泉であり、且つ歴史家としての専門的研究の中心をなす対象であつた。彼がかような特殊ドイツ的な関心を純粹に世界市民主義的なものに結びつけ得たことこそ、広範囲に亘る人間的逆説の一つである⁽²¹⁾」との、連続説を取るスターリングの見解に依拠したい⁽²²⁾。そしてこの見解に立つならば、「世界市民主義と国民国家」を中心とする、一連の十九世紀ドイツ史の研究によつて獲得された彼の国民国家観は、その後の彼の思想の發展にも拘らず、彼の政治思想の基本線として有効性を保持しよう。それ故、「ボイエン將軍伝」より始まり、「世界市民主義と国民国家」において頂点に達するドツ国民国家統一の歴史についての研究が本稿において分析の対象となる。又その際、彼が折に触れて執筆した時事的な政治上の論説も取上げられることもある。そして彼の国民国家についての把握が如何なるものであり、又如何にして形成されて来たかが叙述されるであろう。

前述した如く、彼の学問活動の出発点を規定した「ボイエン將軍伝」は、ビスマルクの現実政策に対する批判的態度の表明であり、ビスマルクの国家統一事業に対する疑惑の表現であつた。それは又ビスマルク体制の樹立によつて失わ

れたる貴重なるもの―それは統一事業の創成期たるプロイセン改革の時代においてまだ生き生きとした生命を保つていたのであるが―を再び恢復しようとする試みでもあつた。ビスマルクの事業は国民主義の達成であつたが自由主義の挫折であつた。この二つが一致し、この一致が貴重な成果を結んだドイツ史における幸福な時代に溯り、統一事業の中心となるべきこの国民主義的自由主義の起源とその動向に彼はその関心を集中する。⁽²³⁾

そして「世界市民主義と国民主義」に到るまでの研究において彼が確証したことは、この国民主義的自由主義の起源に関しては、それがそのドイツ的起源を有するということ、即ちそれはカント的な自由の理念に基づくものであるという⁽²⁴⁾ことであり、更にこの新しい国民感情がナポレオン戦争以前に生れていた⁽²⁵⁾ことであつた。ナポレオン戦争において促進させられたとはいえ、かく勝利の可能性を有していた国民的自由主義運動のエネルギーが何故に挫折し、現実化しなかつたのであろうか。

「世界市民主義と国民国家」はこの疑問に対する解答である。⁽²⁶⁾即ちプロイセン改革の担い手たちの国民的統一事業の挫折は彼らの国民国家の理念の未成熟によるのであり、それが歴史的に成熟して、即ち真の国民国家の理念となつてはじめてこの統一事業は達成され得るであろう。マイネッケの好んで用いる用語法によるなら、プロイセン改革の偉人達の抱いた理想が、世界市民主義が、人格性が、精神が、現実となり、国民主義となり、国家となり、権力となつたとき、それは真の国民国家の理念となるであろう。それ故我々はかような未熟を成熟へと歴史的にもたらしたものは何であるかを求めて見よう。それこそマイネッケがかかる意図をもつて行つた歴史研究からひき出した国民国家の本質を示すものと言えよう。

「世界市民主義と国民国家」は、プロイセン改革の時代からドイツの統一に到るまでの一世紀に近いドイツの歴史であるが、その中心のテーマは前述の如く、ドイツにおける未成熟な国民国家の理念の成熟への発展過程である。それは換言すれば、世界市民主義から自律的な国民国家の理念の顕現の過程である。⁽²⁶⁾ それ故ここにおいては、国民国家統一の理念が未成熟とされる所以は、それが世界市民主義的普遍主義的要素を帯びていたが故として把握される。プロイセン改革を遂行した人々の抱いた統一国家の理念も世界市民主義的なものであつたことは言うまでもない。それではマイネッケがこの時代、フランス革命とナポレオン戦争の時代における世界市民主義をどのように把握していたかとの問題から論を進めよう。

彼はこの時代の世界市民主義、普遍主義として次の三つをあげる。即ちフランス革命の理念である世界市民主義、それに対抗しつつ国民統一をはかろうとしたプロイセン改革の担い手たち、シュタイン、グナイゼナウ、W・フンボルトの抱いた世界市民主義、更に神聖同盟の基礎づけとなつたキリスト教的、ローマン主義的、保守主義的な普遍主義の三つである。⁽²⁷⁾

フランス革命とナポレオンによつて推進された世界市民主義については言うまでもない。人権宣言において宣言せられた人権の普遍妥当性、それ故かような普遍性を有する人権の原理によつて樹立せられた統治制度、統治機構も普遍性を有するはずである。かように確信してフランス革命の推進者達は、「あらゆる民族に一樣の国家組織を勧め、個人の自由と平等への欲求に訴えることによつてあらゆる民族の好意を取り結ぶ⁽²⁸⁾」ことができる⁽²⁸⁾と信じていた。しかしこのフランス革命の世界市民主義は、結果的には全ヨーロッパの諸国家の歴史的個性、自律性を掘りくづす方向へと趨き、革命フランスとナポレオンに対抗するためこれらの諸国を結合させることとなつた。かような反フランス側における諸国

の連帯性は、これらの諸国において世界市民主義を成長させることとなつたが、かような地盤においても国民的自律は世界市民主義とは噛み合う両輪の如く動いていた。⁽²⁹⁾ 何故なら、フランス革命の人権宣言の原理の実際上の帰結は、フランス国民に政治上の権利とイニシアティブを承認することにより、フランス国家のために軍事上政治上の巨大なエネルギーの新しい源泉をひき出し、この新しいフランスの民主的ナシヨナリズムはあらゆる他の国民のナシヨナリズムの原型となつたからであつた。革命フランスが国民大衆からひき出した巨大なエネルギーの源泉には、反フランス側の諸国さえも彼らがフランスに対抗して自国の強化をはかろうとするならば注目せざるを得ず、このフランスの民主的ナシヨナリズムにならつて自国の社会的政治的構造を再評価し、再形成せねばならなかつたからである。このことはプロイセンにおいて特に顕著であり、プロイセン改革を遂行した人々にあつては、国民的現念は世界的理念に貫かれていた。⁽³⁰⁾ この反フランス側におけるヨーロッパ的共同性の地盤に、フランス革命が誘発した世界市民主義的理念の斗争の展開とも現れる第三の世界主義が、王政復古の到来とともに再び権力を獲得した大土地所有階級を基盤とする神聖同盟の世界主義普遍主義であつた。⁽³¹⁾

以上のようにして、マイネッケはフランス革命の普遍主義がフランスに敵対する諸国に数多の普遍主義を生み出し、最終的には神聖同盟において具体化したところの、フランス革命の世界主義とは理論的にも厳しく敵対する普遍主義を生み出したと説明する。それでは次に以上三つの普遍主義についての彼の見解の検討に移ろう。

先づフランス革命の普遍主義を取上げよう。彼はこれらの普遍主義がこの時代において積極的な目的に役立ち、ヨーロッパの危機の解決に役立ったことを決して否定してはいないことである。⁽³²⁾ だがこの積極的な目的が歴史の経過とともに、特にドイツにおいて否定的なものになつたと彼は主張する、即ちフランス革命の人権宣言は「諸民族諸国家を

自国の世界支配の下に隷属させようとするフランスの企図の精神的基盤となり⁽³³⁾、フランス民主主義者の万国同胞の理念は、「自己決定のための国家の無条件的権利」⁽³⁴⁾を否認するようになって行つたのだと。

以上の彼の主張において世界市民主義を全面的に否定せず、部分的にしか否定していない。この点は彼の普遍主義についての彼の見解を理解するのに重要な意味をもつ。それではフランス革命の普遍主義において彼が何を肯定し、何を否定したかを見よう。

「この近代の個人主義がそれ自身の中で分岐していたということ、即ちその一分派は自然法に端を発し、民主的方向をとつて万人の同権を獲得せんと努力し、他の一派は精神的な意味における貴族的感覚を持ち、最もよきものを解放し高めんと努めたということは、こゝでは大したことではない（傍点筆者）。何となれば民主的個人主義は社会的平等のあらゆる妨害と闘うための手段として直ちに国民の理念を利用することができた。」⁽³⁵⁾ここで述べられている自然法に基づく民主的個人主義とは、フランス革命の人権宣言の理念であることは言うまでもない。そしてマイネッケはこの人権宣言の理念を、普遍的な万人の同権という点よりもむしろ、それが国民の理念と結びつく点において高く評価していたということは推察できる。更に「ドイツ勃興の時代」という彼の著作においてプロイセン軍制改革について述べつゝ、「国民と個人の昂揚―それは一七八九年の理念の最善のものであるが―は同時にプロイセンの軍制改革において現れ、この理念の現実の力を示した⁽³⁶⁾」と彼は語るのである。ここから、フランス革命の普遍主義についての彼の見解において肯定されるべきは、かの普遍主義が国民の理念と結びつく部分であると言い得よう。それはフランス革命の人権宣言の現実における帰結としてフランスに成立した民主的ナショナリズムであり、ヨーロッパの諸国の他のあらゆるナショナリズムの原型となつたものであつた。

それならば否定されるべき部分とは何であるか。それは既述の如く、「世界的、世界主義的諸理念に養われて、諸国家及び諸国民を自己の世界支配に服従させようとした」⁽³⁷⁾部分であり、フランス革命の推進者たちが「自国と同一の国家組織を採用するようあらゆる民族に勧めた……世界主義的諸理念そのもの」⁽³⁸⁾であつた。即ち「ナポレオンは今では全国家全人民を単なる道具として遇し」⁽³⁹⁾、「一七八九年の理想を私的に不法に利用し、その理想に生命をあたえていた自由の心を殺してしまつた」⁽⁴⁰⁾との表現において示されている部分である。それ故フランス革命の普遍主義は国民化されてはじめて妥当するものとなると言ひ得るであらう。フランス革命というドラマの展開は、素朴な反国家主義 (Anti-statism) と人権宣言という誇らかなデモストレーションが、現実には国家の神聖化と極端な侵略主義へと道を開いたプロセスの古典的実例であつた。それ故フランス革命の普遍主義は神話であり、幻想であつた――あらゆる普遍主義が彼にとつてそうであるように。

マイネッケはフランス革命のイデオロギー、革命讃美者達に一般的であつたこのような幻想を、ヘルダーをして次のように語らせている、「専制政府は互いに欺き合うかもしれぬ。政治的機械は一方が他方を打破するまで相手方に向けられるかもしれぬ。しかしもろもろの祖国は平安に並存し、互いに祖国として助け合うものである。祖国が他の祖国と戦ふことは人間の精神が生み出した最悪のバーバリズムである」⁽⁴¹⁾と。そして彼は語をついで「ヘルダーのこの言葉では国民国家と世界主義とは、全くフランス革命初期の精神において、相互に条件づけつゝ支持し合う二つの力として、極めて密接に結びつけて考えられている」⁽⁴²⁾と述べている。この言葉からフランス革命の普遍主義の神話の根源の一つとして、自らの個人的野望の充足のために近隣諸民族、諸国家との抗争、戦争に国民を引き込んだ絶対主義的な専政君主的王朝の頽廢的な体制からの解放への強い要求があげられよう。一七八九年の人々は、かかる要求から専政君主的王朝が

倒れて民主的時代が来れば、専制政治と密接に結びついていた他国への侵略戦争という利己的行為を終らせ得るであらうと約束することができたのであつた。

以上の如くフランス革命の普遍主義は彼によれば幻想であつた。そしてそれが幻想である所以は、本来的にはナショナル領域にしか妥当しないにも拘らずインターナショナルな領域にまで拡大し、世界化したためであつた。即ち世界市民主義はそれぞれ個別の国民国家に内在してはじめて正当化される。普遍主義は国民的な領域に凝縮化せられねばならぬ。そしてその場合、インターナショナルな領域を支配するものは世界市民主義という和やかな理想ではなくして国家エゴイズムという冷厳な法則であつた。

次にプロイセン改革の担い手たちの普遍主義についての彼の見解の検討に移ろう。マイネッケは彼らにおける世界主義と国民主義との関係については「世界市民主義と国民国家」においてシュタイン、グナイゼナウ、W・フンボルトに關する一章を設けて論じている。そしてこの三人は具体的問題については多少異つた見解を有していたが、今こゝで取扱つている問題においては同様の結論に、即ち共通の誤謬に到達していると彼は言う。そこでこの三人をプロイセン改革の担い手として一括して取扱つて差支えないであらう。

マイネッケは、「シュタインがドイツの政治的解放を純然たるドイツ的事件としてでなく、同時に又ヨーロッパ的な、ヨーロッパの援助によつて遂行さるべき事件として取扱つて⁽⁴³⁾いる」という点に、シュタインの世界主義の核心を見出しているのであつて、結局マイネッケのこの三名のプロイセン改革者についての研究もこの点を中心をめづつている。そしてドイツの解放を、即ち「唯一の、独立せるドイツ国家」となすことを、シュタインはヨーロッパ的共同性によつて

達成しようとする。このような見解の根底には、次のような二つの信念が存しているのであつて、一つは「ヨーロッパは彼にとつては国民的組織に編成された、又は編成されるべき一つの共同体 (Gemeinschaft) であり、⁽⁴⁴⁾」彼が「永続的なヨーロッパの団結 (Solidarität)」⁽⁴⁵⁾を信じたということであり、他の一つは、このようなヨーロッパ共同体、永続的なヨーロッパの団結と国民的独立との間に利害一致、調和があると信じたことであつた。勿論彼は政治家であつて理論的な哲学者ではないから、以上の論点を論理的体系的に構成していない。それ故これについての理論的抽象的な説明を彼から読みとることはできないが、しかしそのような精神を彼において見出すことは可能である。

第一の点について言うなら、他のプロイセン改革者と同様に、彼らはヨーロッパを自由の地域と不自由 (奴隷) の地域とに分つたことである。⁽⁴⁶⁾ グナイゼナウはナポレオン戦争におけるヨーロッパを二分した戦争についてのべて、「それはかような状況においては、国土に関する事柄であるよりむしろ原理に関する事柄であるように思われる」と主張し、それに附加して、「その対立抗争は世界の暴君と世界の自由との間の対立となつた⁽⁴⁷⁾」と言つている。「シュタインはウィーン會議を権力のための斗争と見ないで善悪の斗争と見た。」⁽⁴⁸⁾そして「このような區別を彼らはプロイセンドイツの特殊利益について判断すべき原理として用いたのだつた。」⁽⁴⁹⁾

これらの見解において表明されている奴隷の領域と自由の領域とは当時のナポレオン戦争におけるナポレオンのフランス側とそれに対抗している反フランス同盟側とを示していることは言うまでもないであらう。そしてこの後者がヨーロッパ共同体であり、それが自由を原理として連帯しているのである。この議論は直ちに第二の点と関係してくる。即ちこのヨーロッパ共同体の一員としてプロイセンドイツも看做されている以上、自由を原理とするヨーロッパ共同体は必然的にドイツ国民国家の自由、独立を包含するはずであり、換言すれば「ドイツ国民国家を含む諸国家、諸国民の自

由は、ヨーロッパ共同体の自由という理念に従属させられる⁽⁵⁰⁾という帰結が導出されてくる。ここにヨーロッパ共同体と個別国家との間の調和がある。彼らは彼らの政治上の見解の根底にかゝる倫理的とも言うべき信念を有していたのであり、かゝる信念から彼らの政治的行動を眺めるならば、より明らかとなるであろう。

一八一三年より一五年代に到るまでの時期におけるシュタインのドイツ憲法草案をめぐる行動を取上げて見よう。彼は統一ドイツ国家に達せんがために、外国の協力は不可欠である⁽⁵¹⁾と考へる。そして彼はヨーロッパに、「諸国民の大事件を指導する政治家の名誉と義務に訴えて、彼らがドイツの憲法工作をまじめに且つ慎重に考慮せんことを求めている⁽⁵²⁾。」又一八一三年九月に、「イギリスはロシア及びプロシヤとともに、ドイツにおける事物の確乎たる秩序の維持と建設に意を用いねばならぬ⁽⁵³⁾」とミュンスターに書き送っている。更に彼は、一八一四年三月の覚書において最高のドイツ連邦官庁として四頭管理を提議したとき、それをオーストリア、プロシヤ、バイエルン、ハノーヴァーから構成しようとした⁽⁵⁴⁾。しかしハノーヴァーとはハノーヴァーとイギリスとの特殊関係からイギリスを意味する。又グナイゼナウの提案にかゝるハノーヴァーにおけるイギリス的ドイツ的国家建設案⁽⁵⁵⁾のことにも一言注意を喚起しておこう。

以上で十分であろう。以上によつて先に述べた彼らの基本的前提であつた倫理的信念の具体化が如何なるものであつたかを知り得る。ここから次のようなことが言い得られよう、グナイゼナウに関しては、彼がイギリス乃至イギリス・ハノーヴァーの政治とプロシヤの政治とが永続的に調和すると信じていたこと、又シュタインに関しては、イギリスとロシアの政治がドイツの政治に結びつくことを有害とは思はず、むしろ有益だと考へていたことであり、そしてかゝる方策で自律的なドイツ国民国家の建設への途を歩んでいたとの信念を堅持していたことであつた。このことは、彼らが自律的ドイツ国民国家と全体としてのヨーロッパとの一致という彼らの信念を確証するとマイネッケは考へる。そしてこ

の信念をグナイゼナウにおいて彼は次のように評価する、「今日はイギリスとプロイセンは和合するが、明日は又分離するかもしれない世界状況と国家の利害の変動とを彼は見誤り、一時的な世界の対立を永続的な体系に、そこでは世界の自由の敵と味方とが互いに対立し、後者が親しく相並んで彼らの共同の主要任務のために生活し得るような二元論的体系として⁽⁶⁵⁾いるのである。」

このマイネッケの言葉から彼のプロイセン改革の担い手たちに対する見解は明らかであろう。それはドイツ国民国家の自律性とヨーロッパ的連帯性との間には一致は存しないこと、そして又自由を原理とする全体としてのヨーロッパ共同体は存せずして、そこに存するものは変転して止まない国家利害の斗いのみであることであつた。このことは先述したフランス革命の普遍主義から得られた帰結とも一致する、即ち世界市民主義的な自由の原理は個別的な国民国家の内部においてのみ妥当するのであつて、インターナショナルな世界においては冷酷な国家エゴイズムの法則が支配するといふ帰結と。

第三として神聖同盟の基礎づけとなつた保守的普遍主義について一瞥しよう。これについてマイネッケの語るところを見ると、これらの「家産国家 (Patrimonialstaat) の信奉者達は……如何なる形の絶対主義をも、古い時代の君主政体的なものも、新しい時代の民主的のものをも、これを攻撃した。―即ち彼らはあらゆる形における自主的 国家人格を、比較的古き特徴をもつ国民国家をも、近代的特点をもつ国民国家をも攻撃したのだと言うことができる。彼らは、国民的思潮から全く離れているわけに行かず、またそれを欲したのでもなかつたので、そこで彼らは、身分的 国家を民族精神、即ち文化国民の真の産物として聖化する保守的 国民国家思想をつくることによつて、国民的思潮を無害なものにしようと努めた。そして彼らが同時にまた、既にいくらか弱められているにしても、正統的キリスト教的 国家のヨ―

ロップの共同という世界主義的諸觀念を固守したということは、甚だ理解し易い事柄である。実にこの共同性の思想こそは、古い封建的な平靜な生活にとつて甚だ危険な、諸国家及び諸国民の権力衝動を抑圧し、国家人格の自律を制限したのであつた。共同性の思想は、諸国家及び諸国民のあらゆる利己的権力の利害に先立つべき最高の法的道徳的命令を立てることによつて一つの積極的内容を得たのであり、そしてまたこの命令は、ひとがそれを神の掟であり啓示であるとして尊敬したことによつて、宗教的尊嚴を得たのであつた。⁵⁷⁾

この普遍主義にも前述の二つの普遍主義と同じく国民的なものと世界的なものとが結びついているのであつて、国民的なものとしては、身分国家を民族精神、即ち文化国民の眞の産物として聖化する保守的国民思想であり、世界主義的要素としては、あらゆる形の自主的な国家人格、即ち国民国家を抑圧制限するキリスト教的なヨーロッパの連帯性の思想があげられよう。そしてこの世界主義が現実に作用したことは、プロイセン国内においては、プロイセン改革において遂行せられた、統一国家の前提である強力な中央集権的権力の強化を妨げ、内政上のリベラルな改革をはばんだことであつた。何故なら国家における中央権力が大となればなる程、大土地所有者階級—ドイツの場合はユンカー階級—の役割、勢力は弱くなり、リベラルな政治上、經濟上の改革は、彼らの社会的政治的優越を減退させるが故であつた。そしてプロイセン国内の保守派の現実のかような行動については、マイネッケが「ボイエン將軍伝」において叙述し、批判しているところである。⁵⁸⁾ 又この世界主義のプロイセン国外における作用は、フランス革命によつて脅威にさらされたヨーロッパ大土地所有者階級の維持と強化のための支柱としての神聖同盟政策の遂行となり、自主的国民国家へと進んで行くこうとするプロイセン外交政策を押戻すことに役立つた。⁵⁹⁾ このようにマイネッケは、神聖同盟にその支持者達が普遍主義の名において、宗教的倫理的仮面の下で、政治的社会的改革と国民統一運動に反対して闘うのを見たのだつた。

そして又この神聖同盟の世界主義はプロイセン改革の担い手たちの世界主義と現実において結びつき、彼らが抱いたヨーロッパ連帯性、ヨーロッパ共同体の理念と一体化し、統一的自律的ドイツ国民国家は自らの政治的経済的力の強化によるよりもむしろこのヨーロッパの連帯性に訴えることによつて達せられるとの彼らの見解は、神聖同盟による正統主義的、保守的國家のヨーロッパ的連帯性よりするドイツ統一妨害のための國際的干渉を正当づけることとなり、幻想として終らざるを得なかつた。そしてこの結果はオーストリアの利益のみを考慮していたメッテルニヒの政策と一致するとマイネッケは指摘するのである。⁽⁶⁰⁾

それ故プロイセン改革の担い手たちの抱いた自由を原理とするヨーロッパ諸國民の連帯性というリベラルな理念から、大土地所有者階級とそれに基いている正統王朝國家の連帯性という見解へ移行するにはほんの一步にすぎない。

かかる移行の論理的帰結がゲッチンゲンの歴史家ヘーレン (Heeren) —彼自身冷静な歴史思想家として既に自主的な権力政治の本質を把握することができ、且つドイツの國民性がひどく脅かされていた時代にあくまでもそれを保持してきた人物であつたにも拘らず⁽⁶¹⁾の次のような見解であつた、「ドイツ連邦は全体としてのヨーロッパの一般的及び特殊の利害と最も緊密に一致している。それ故中欧國家が如何に形成されるかは、他の列強にとつても無關心たり得ない。もしドイツが本来もてるあらゆる力で武装し、固く結合した政治的統一をもつ一大君主國家であるとしたならば、如何なる安定的状態が可能であつたらうか。かかる國家はヨーロッパの覇權を握ろうとする誘惑を長く抑制することができ得るであろうか。このことをひとは既に久しく實際政治において感じて来ていた。……今や同盟せる列強は、この國が攻撃に弱く防禦には強い一つの國家、即ちヨーロッパにおける平和國家として形づくられねばならぬということに認識する程賢明となつて来た。⁽⁶²⁾」

この言葉は二度の大戦を体験して来た我々には極めて痛切に訴えるものを有している。しかし第一次大戦以前に、ヘーレンの言葉を彼の著書に引用しつゝ、マイネッケはこれを二十世紀に対する予言的見解と看做さなかつた。逆に彼はこの見解を最も愚かな政治的見解となしたのである。即ち「中央ヨーロッパの平和国家とは厳密に論理的に言えば、世界帝国の完全な反対物である。……たゞ内包するもののみが逆であるにすぎない。それは正統主義的占有状態の原理の擁護者でなければならぬ。何故ならこの原理なくしてはこの国家の如何なる安全保障も存しないから。それ故に、この正統主義的占有状態及び正統的諸王家の維持を保証することは、決してこの国家の機能の何ら過大な拡大ではない。……ひととはこの時代の政治的雰囲気が如何に世界主義的雰囲気を満たされていたかを再び新たに知るであろう。……」
…他の諸国民はこの世界主義から世界支配に対する要求を導き出していたのに、当時のドイツにおいては、ひととはそれから一種の世界隷属を導き出し、しかもその負担に喜んで耐えることができたのである。⁶³

この普遍主義に対しても彼は積極的な意味を肯定している。その肯定している部分とは国民国家の基盤としての民族精神、文化国民的要素であり、これこそ「歴史的現主義への極めて重要な素質であつた。⁶⁴」だがこの要素が拡大せられ、高められて倫理的宗教的普遍主義となつた部分が彼の否定しなければならない部分であつた。この拡大は現実においては民族精神、文化国民的要素と密接に結びついていた貴族制の普遍ヨーロッパ的拡大であつた。それ故、先にあげた二つの普遍主義について言い得たことは、この保守的普遍主義についても言い得られよう。即ちこの普遍主義は結局は現実においては個々の国民、個々の国家—この場合の国民とか国家は貴族階級を核心とする国民であり国家である—の利益の普遍化的正当化であり、又貴族階級の利益の合理化と言い得よう。しかし国家間には神聖同盟の理念が語るような、宗教的倫理的共同性を可能にする温和なる微風は吹いてはいない。そこには冷い、極めて露骨な国家エゴ

イズムが支配していることは、神聖同盟の現実が明らかに示している。

ここにおいて彼があげたこれら三つの普遍主義に対する歴史的批判的評価を総括しよう。出発点において仮定されていた世界市民主義の普遍的妥当性はごく限定せられた範囲内——今追求している問題に関して言えば個別的な国民国家の範囲内——における妥当性でしかないこと、即ち妥当性は個的な特殊なものに存して普遍的なものに存しないことというより、むしろ普遍的なものが個的なものに内在化せられてはじめて正当化されることである。更にこのことを換言するなら、普遍における仮定的正当性に歪みが生ずるのは抽象的な世界主義を具体的な政治行動に移そうとする企ての結果である。⁽⁶⁵⁾ フランス革命の普遍主義はフランスナショナリズムの特殊なあり方であり、シュタイン、グナイゼナウ、W・フンボルトの普遍主義はナポレオンの世界支配によって惹起された特殊な利害関係の一つにすぎないし、神聖同盟の普遍主義はヨーロッパ貴族階級の相対的利害を絶対化し、偽造化した教説に多ならない。

かくして国民国家が世界市民主義という幻想を拭い去るとき、そこに展開される世界は赤裸々な国家エゴイズムの現実である。変転ただならざる国家利害の錯綜する場、これこそ国民国家が直面する世界であり、このような世界にある国民国家は、何よりも先づ権力であり、己れ自身の衝動に従つて運動する権力であることが認識せられねばならない。マイネッケが「世界市民主義と国民国家」において遂行した世界市民主義に対する歴史的批判から引き出した結論がこれであった。

そこにおいては確かに、外交を内政よりも重視し、国家間の関係の問題を歴史と政治の本質と看做すドイツ政治思想の主調音が鳴り響いている。しかしこれだけでは世界市民主義的国民国家から真正の国民国家へと成熟させた現実の力、国際政治という要素を示したにすぎず、彼の国民国家把握の一面にすぎない。吾人は更にこの探求を進めて行かね

はならぬ。

〔註〕

参考文献

V. f. Z. = Vierteljahrhefte für Zeitgeschichte.

H. Z. = Historische Zeitschrift.

Werke = F. Meinecke Werke.

W. u. N. = Weltbürgertum und Nationalstaat, 1919.

Erhebung = Das Zeitalter der deutsche Erhebung, 1957.

Boyen = Das Leben des Generalfeldmarschalls

H. von Boyen.

(1) このことは彼の歴史叙述の根本的特色であり、彼の歴史理論については述べていることは数多く指摘される。

Werke IV を参照。

(2) K. D. Erdmann: Die Weimarer Republik als Forschungsproblem. V. f. Z., 1955, Heft 1. S. 1—2.

(3) 例えば次のような研究があげられよう。

G. Kotowski: F. Meinecke als Kritiker der Bismarckischen Reichsverfassung in: Festgabe für

F. Meineckesの国民国家思想について (一)

F. Hartung, 1958. G. Kotowski: Parlamentarismus und Demokratie im Urteil F. Ms. in: Festschrift für H. Herzfeld, 1957. W. Besson: F. Meinecke und Weimarer Republik. V. f. Z., 1959, Heft 2. R. Sterling: Ethics in a World of Power, 1958. その他にマイネッケについての研究ではなが次のようなものが指摘される。

W. J. Mommsen: M. Weber u. deutsche Politik, 1959, A. Thimme: Hans Delbrück als Kritiker der Wilhelmischen Epoche, 1955.

K. Sontheimer: Thomas Mann als politische Schriftsteller. V. f. Z., 1958, Heft 1. Eric C. Kolmann: Eine Diagnose der Weimarer Republik. H. Z. Vol. 182. 1956.

(4) 彼は一九〇〇年以降第一次大戦の終るまで国民自由党員であり、プロイセン選挙法改正問題等の重要な政治上の問題に極めて意欲的な活動を行つて来たし、ワイマール共和国の時代においては、自由主義政党の中、最もリベラルで非党派的政党ドイツ民主党にM・ウェーバーらとともに

の設立に参加し、この政党が解散すると、一九三〇年代初期のドイツ民主党の後継政党ドイツ国家党 (Deutsche Staatspartei) の党員でありつづけた。以上によつても時代の現実に対する彼の積極的な活動が示されている。

(5) F. Meinecke: W. u. N., 1919. S. IV.

(9) W. Hofer: Geschichte zwischen Philosophie und Ethik, 1956. における F. Meinecke als politischer Denker を参照。

このことを又彼は W. u. N. の序文においても述べている。例えば第七版の序文において彼は「自分の書が帝国改革の問題の歴史的根源について理解力を有しているあらゆる政治家に何かを提供することを希望する」とのべている。

(7) Werke II の G. Kotowski の序文によれば、彼はすでに一九一五年にヴィルヘルム二世の後期の時代の歴史を講義してゐたとのことである。 Werke II, S. 14.

(8) F. Meinecke: Erlebtes 1862—1901, 1949, S. 9.

(9) F. Meinecke: Problem der Weltkrieg. Neue Rundschau. Juni, 1916.

(10) R. Koser (1852—1914)

(11) マイネッケはベルリン大学の学生時代ドロイゼンの講義を聴き深い感銘をうけたとのこと。 Erlebtes を参照。

(12) Kotowski: F. M. als Kritiker. S. 147.

(13) Ibid., S. 147.

(14) Sterling: p. 6.

(15) 勿論完全にビスマルクの反対者になつたというわけではない。シーベル、トライチケらのプロイセン学派と彼は強いつながりを有していたことは事実である。それ故この時代の彼の思想はこの両者の間を動揺し、流動的であつた。それ故ここでは、この一方の極である反ビスマルク的要素に注目し、その動向を追つてゐるわけである。

(16) Sterling: p. 6.

(17) Boyen II. S. 390.

(18) プロイセン改革の歴史を中心とするこの時期の彼の研究には W. u. N. の外に次のようなものがある。

Boyen I, 1896. II, 1899.

Erhebung, 1906.

Vom Stein zu Bismarck, 1907.

(19) W. Hofer: Geschichtsschreibung und Weltanschauung, 1950, S. 28.

(20) マイネッケ「ランケとブルクハルト」(中山・岸田訳、創文社、昭和三十五年)の解説を参照。この問題は本書の解説ではマイネッケのランケとブルクハルトに対する関係をめぐつて取上げられ説明されている。

- (21) Sterling: p. 5.
- (22) 彼が連続説の根拠として主張しているのはマイネッケの
 思惟の二元論であり、この二元論はマイネッケのごく初期
 においても又彼の思想が発展した時期においてはより一そ
 うしばく現れてくるところであり、マイネッケの思惟に
 おける連続性をこの二元論の示しているものに注目するこ
 とは極めて適切であると、スターリングは書いている。
 Sterling: p. 29.
- (23) その成果が Boyen, Erhebung, Vom Stein zu Bis-
 marck である。
- (24) C. Antoni: Vom Historismus zur Soziologie,
 1951. S. 121.
- (25) Ibid., S. 125.
- (26) W. u. N., S. 1, S. 263.
- (27) W. u. N., S. 303—304.
- (28) Ibid., S. 304.
- (29) Ibid., S. 162.
- (30) Ibid., S. 304.
- (31) Ibid., S. 304—305.
- (32) (33) (34) Ibid., S. 304.
- (35) Ibid., S. 9—10.
- (36) Erhebung, S. 48.

- (37) (38) W. u. N., S. 304.
- (39) Erhebung, S. 42.
- (40) Ibid., S. 43.
- (41) (34) W. u. N., S. 32.
- (43) Ibid., S. 165.
- (44) Ibid., S. 166.
- (45) Ibid., S. 169.
- (46) Ibid., S. 177.
- (47) Ibid., S. 175.
- (48) Ibid., S. 190.
- (49) Ibid., S. 177.
- (50) Ibid., S. 176.
- (51) (35) Ibid., S. 181.
- (53) Ibid., S. 182.
- (54) Ibid., S. 185.
- (55) Ibid., S. 171—176.
- (56) Ibid., S. 176—177.
- (57) Ibid., S. 409—410.
- (58) Boyen II, S. 310—313, S. 315.
- (59) Ibid., S. 312.
- (60) W. u. N., S. 207—208. W. u. N. が出版されたから
 半世紀以上の経緯がある今日において、神聖問題についての

彼のかような把握が妥当であるかどうかについて数多くの異論が提示されるのは当然とも言える。しかし今ここで問題はマイネッケの見解そのものであつて、彼の見解の妥当性ではないのであるから、かような異論を取上げない。勿論断わるまでもないが本論稿において取上げられている彼の他の見解についても同様である。マイネッケの著作が小ドイツ的、プロイセン的立場に立つに反して、最近大ドイツ的、連邦主義的立場に立つ研究が顕著であるのは注目に値いしよう。かような立場に立つものとして次のものをあげることにする。

A. J. P. Taylor: *The Habsburg Monarchy 1809—1918*, 1949. Heinrich von Srbik: *Metternich*, 1954.

(61) *Ibid.*, S. 209.

(62) *Ibid.*, S. 208. マイネッケはレーレンのこの言葉を彼の *Der deutsche Bund in seinem Verhältnis zu dem europäischen Staatensystem, 1817* の引用

(63) *Ibid.*, S. 208—209.

(64) *Ibid.*, S. 208.

(65) Sterling, p. 71.